

IP 電話[i-フォン]サービス加入契約約款

第 1 章（総則）

第 1 条（約款の適用）

株式会社 ZTV 伊勢放送局(以下、「当社」といいます。)は、この IP 電話[i-フォン]サービス加入契約約款(以下「約款」といいます。)に従い、IP 電話[i-フォン]サービスを提供します。

第 2 条（約款の変更）

当社は、本約款を変更することがあります。改定後の約款は当社のホームページ(<https://www.ztv.co.jp/>)において公表します。この場合、加入者は改定後の約款の適用をうけます。

第 3 条（用語の定義）

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 インターネット網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号、音響又は映像の伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備ならびにこれらの附属設備をいいます。以下、同じとします。)
4 IP 電話[i-フォン]サービス	インターネット網を使用して、加入者間、協定事業者の加入電話等設備又は本邦外端末へ音声通信(インターネットプロトコルにより音響を伝送交換する)を行うことができる電気通信サービス
5 加入者	当社が行う IP 電話[i-フォン]サービスの提供をうける者
6 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者(事業法第 9 条第 1 項の登録を受けた者をいいます。)との間の相互接続協定(事業法第 33 条の 13 項若しくは第 15 項又は第 34 条の 4 項の規定に基づき当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下、同じとします。)に基づく接続にかかわる電気通信設備の接続点
7 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
8 加入者回線	本契約に基づいて当社が設置する交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
9 IP 電話接続装置	IP 電話[i-フォン]サービスを利用するために必要な機器で、音響信号をインターネットプロトコルに変換する。当社が指定したものに限り使用可能とする
10 電話機等	加入者が IP 電話接続装置に接続して使用する電話端末、FAX 機器及びその他

	の音響用端末の総称
11 技術基準等	端末設備等規則(昭和 60 年郵政省令第 31 号)及び端末設備等の接続の技術的条件(以下、「技術的条件」といいます。)
12 消費税相当額	消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第 2 章 (IP 電話[i-フォン]サービスの品目等)

第 4 条 (IP 電話[i-フォン]サービスの品目等)

本契約には、料金表に規定する品目があります。

第 3 章 (IP 電話[i-フォン]サービスの提供)

第 5 条 (IP 電話[i-フォン]サービスの提供範囲)

当社は、IP 電話[i-フォン]サービスをインターネットサービス提供区域において提供します。

2. 加入者は、当社が指定する IP 電話接続装置との相性により利用できない種類の電話機等や一部機能が使えないことがある事を了承するものとします。
3. IP 電話[i-フォン]サービスは、既存の電話サービスとは異なる為、サービスの提供段階において接続できない番号(110、119 など)が一部あることをあらかじめ了承するものとします。

第 4 章 (契約)

第 6 条 (契約の単位)

当社は、1 の加入者回線ごとに 1 の契約を締結します。この場合、加入者は、1 の契約につき 1 人に限ります。

第 7 条 (加入者回線の終端)

当社は、加入者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、加入者の指定する場所に配線を行いこの線と IP 電話接続装置との接続点もしくは保安器を IP 電話[i-フォン]サービスにおける加入者との責任分界点とします。

2. 当社は、前項の地点を定めるときは、加入者と協議します。
3. 当社の IP 電話[i-フォン]サービスを受けるために必要な IP 電話接続装置は当社が設置します。接続装置、電源コードは、契約の解除の際に当社に返還して頂きます。加入者の故意、過失による接続装置の故障、破損、紛失などの場合は、「別紙 1 貸与端末等弁済負担額」に定める料金を当社に支払うものとします。
4. IP 電話接続装置の取付け時に西日本電信電話株式会社回線の接続を希望され、同回線の加工が必要となる場合は、加入者の責任で業者に工事の要請をし、そこでの問題に当社は責任を負わない事を加入者は了承するものとします。

第 8 条 (加入申込の方法)

加入申込をするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の加入契約申込書を当社に提出して頂きます。

- (1) IP 電話[i-フォン]サービスの品目
 - (2) 加入者回線の終端とするところ
 - (3) その他申し込みの内容を特定するために必要な事項
2. 加入申込者は、当社が加入契約申込書の記載内容を確認するための書類を提出して頂きます。ただし、当社が別の方法により確認するときおよび当社が特に認めるときは、この限りではありません。

第 9 条（加入申込をすることができる者の条件）

本サービスの利用申込みを行うことのできる者は、以下の全ての条件を満たした者に限ります。

- ・ インターネットサービス「i ぶっとび 30」「i ぶっとび 100」あるいは「i ぶっとび 160」に加入している者
- ・ 利用料滞納でない者

第 10 条（加入申込の承諾）

当社は、加入申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2. 当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、加入申込を承諾しない場合があります。
- (1) 申込のあった IP 電話[i-フォン]サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) 加入申込をした者が IP 電話[i-フォン]サービスの料金又は工事に関する費用の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあることが明らかなきとき。
 - (3) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第 11 条（最低利用期間）

IP 電話[i-フォン]サービスについては、最低利用期間があります。

2. 前項の最低利用期間は、課金開始日より 3 ヶ月間とします。
3. 加入者は、前項の最低利用期間内に契約の解約があった場合は、当社が定める期日までに、残余の期間に対応する料金（基本料金に限ります。以下、この条において同じとします。）に相当する額を一括して支払って頂きます。

第 12 条（IP 電話[i-フォン]番号）

当社は、1 の契約ごとに 1 の IP 電話[i-フォン]番号を定めます。

2. 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、IP 電話[i-フォン]番号を変更することができます。
3. 前項の規定により、IP 電話[i-フォン]番号を変更する場合には、あらかじめそのことを加入者に通知します。

第 13 条（加入者回線の移転）

加入者は、加入者回線の移転の請求をすることができます。

2. 前項の請求があったときは、当社は、第 10 条(加入申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

第 14 条 (その他の契約内容の変更)

当社は、加入者から請求があったときは、第 8 条(加入申込の方法)第 1 項第 3 号に規定する契約内容の変更を行います。

2. 前項の請求があったときは、当社は、第 10 条(加入申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

第 15 条 (利用の一時停止)

当社は、加入者から請求があったときは、加入者回線の利用の一時停止(その加入者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下、同じとします。)を行います。

2. 加入者は、サービスの一時停止を希望する場合、事前に当社にその旨を届出書により申し出るものとします。また、申し出た期間の変更を希望する場合も同様に届出書により申し出るものとします。
3. 第 1 項の一時停止期間は、最長 6 ヶ月とします。停止期間を超えかつ加入者から再開の申し出がない場合、当社は加入契約を解除することができるものとします。
4. 加入契約を解除した場合、加入者に不利益、損害等が生ずることがあっても、当社は何ら責任を負わないものとします。
5. 加入者は、サービスの提供を停止され解除となった場合、直ちに約款による全ての権利を失います。
6. 当社は、本条第 3 項による解除の場合、当該加入者へ設置した機器を撤去するものとし、加入者は別途定める手続きに関する料金を当社に支払うものとします。加入者は理由の如何にかかわらず撤去のための立ち入りを認め、これを妨害してはならないものとします。また、撤去に伴い加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物などの復旧を要する場合、加入者においてその復旧費用も負担するものとします。
7. 加入者が、停止期間の延長をあらかじめ申し出て、当社が承諾した場合、停止期間を延長できるものとします。
8. 加入者はサービスの再開を希望する場合、事前に当社へその旨を届出により申し出るものとします。

第 16 条 (名義変更)

加入者は、以下に定める事由により加入契約名義の変更がある場合、当社へ届け出るものとします。

- (1) 加入契約名義者の死亡等による加入契約の相続によるもの
 - (2) 家族間ならびに法人の代表者変更に伴う加入契約の承継によるもの
 - (3) 戸籍法上の手続きによるもの
 - (4) 加入契約法人の社名変更によるもの
 - (5) 個人名義を法人名義とするまたはその反対に変更をするもの
2. 加入者は、前項の規定において名義を変更しようとする場合、当社の指定する届出書により事前に申し出るものとします。
 3. 当社は、本手続きにあたり第三者への変更には応じないものとします。
 4. 当社は、加入契約名義の変更がなされていないことが確認された場合、本約款第 18 条の規定に基づき、加入契約を解除することができるものとします。

第 17 条（加入者が行う解約）

加入者が、契約を解約しようとするときは、そのことを 30 日以前に当社に届出書により通知して頂きます。

2. 加入者が、契約を解約したときに必要となる工事に関する費用は、加入者に負担していただきます。
3. 解約の場合、当社は必要に応じて当該加入者宅への設備等を撤去するものとし、加入者は IP 電話[i-フォン]料金表に定める料金を当社に支払うものとし、なお、撤去に伴い加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物などの復旧を要する場合、加入者においてその復旧費用も負担するものとし、

第 18 条（当社が行う契約の解除）

当社は、第 20 条(利用停止)の規定により IP 電話[i-フォン] サービスの利用を停止された加入者が、なおその事実を解消しない場合は、その契約を解除することがあります。

2. 第 20 条(利用停止)の規定によりインターネットサービスの利用停止又は電磁的記録の削除をされた加入者が、催告により当社が指定した解除期日までに未払いの料金を支払わない場合は、IP 電話[i-フォン] サービスの利用停止をしないでその契約を解除することがあります。
3. 当社は、加入者が第 20 条(利用停止)第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の IP 電話[i-フォン] サービスに係る業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、IP 電話[i-フォン] サービスの利用停止をしないでその契約を解除することがあります。
4. 前各項の場合、加入者は当社が契約の解除をした日の属する月までの利用料金を含む未払いの料金を支払う義務を負います。
5. 当社は、前各項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ加入者にそのことを通知します。ただし、加入者の都合により当社から加入者に対する催告が到達しない場合は、催告なしに契約の解除を行うことができるものとします。
6. 当社が、契約を解除したときは、契約の解除に要する手数料や工事に関する費用を、加入者に負担していただきます。

第 5 章（利用中止等）

第 19 条（利用中止）

当社は、次の場合には、IP 電話[i-フォン]サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第 21 条(通信利用の制限等)の規定により、IP 電話[i-フォン]サービスの利用を中止するとき。
2. 当社は、前項の規定により IP 電話[i-フォン]サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを加入者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 20 条（利用停止）

当社は、加入者が次のいずれかに該当するときは、催告の上その IP 電話[i-フォン]サービスの利用を停止することがあります。ただし加入者の都合により当社から加入者に対する催告が到達しない場合は、催告なしにインタ

一 ネットサービスの停止又は電磁的記録の削除を行うことができるものとします。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 破産、競売、民事再生、会社更生の申立て等があったとき。
 - (3) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、租税滞納処分その他これに準ずる処分を受けたとき。
 - (4) 第 36 条(利用に係る加入者の義務)の規定に違反したとき。
 - (5) 加入者回線に、当社が指定する IP 電話接続装置以外の物又は回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。
 - (6) 加入者回線に接続されている IP 電話接続装置若しくは電話機等に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない IP 電話接続装置若しくは電話機等を加入者回線から取りはずさなかったとき。
 - (7) 前 6 号のほか、本約款の規定に反する行為であって、当社の IP 電話[i-フォン]サービスに関する業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
2. 当社は、前項の規定により IP 電話[i-フォン] サービスの利用停止(前項の規定により、IP 電話[i-フォン] サービスの一部の利用を停止する場合を含みます。以下、同じとします。)をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を加入者に通知します。

第 6 章 (通信)

第 21 条 (通信利用の制限等)

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信であって事業法施行規則で定めるものを優先的に取り扱うため、IP 電話[i-フォン]サービスの利用を制限することがあります。

2. 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
3. IP 電話[i-フォン]サービスの利用者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、その利用を制限することがあります。

第 22 条 (接続通信時間の測定等)

接続通信時間の測定等については、当社が行います。

第 7 章 (料金等)

第 23 条 (料金及び工事に関する費用)

当社が提供する IP 電話[i-フォン]サービスの料金は、IP 電話[i-フォン]料金表に規定する料金とし、当社が提供する IP 電話[i-フォン]サービスの態様に応じて適用します。

2. 当社が提供する IP 電話[i-フォン]サービスの工事に関する費用は、当社が定める料金表に規定する工事費とします。
3. 加入者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定する金融機関等に

において支払うか当社が指定するクレジットカード払いとします。

第 24 条（基本料金の支払義務）

加入者は、その契約に基づいて、加入者回線の提供を開始した翌月から、契約の解約又は加入者回線の廃止があった日の属する月までの期間について、料金表に規定する基本料金の支払を要します。

2. 前項の期間において、利用の一時中断等により IP 電話[i-フォン]を利用することができない状態が生じたときの基本料金の支払は、次によります。次の第 3 号による場合、基本料金はその利用日数に応じて日割りします。
 - (1) 利用の一時中止をしたときは、加入者は、その期間中の基本料金の支払を要します。
 - (2) 利用停止があったときには、加入者は、その期間中の基本料金の支払を要します。
 - (3) 前 2 号の規定によるほか、加入者は、次の場合を除き、IP 電話[i-フォン]サービスを利用できなかった期間中の基本料金の支払を要します。

区別	支払を要しない基本料金
1.加入者の責めによらない理由によりその IP 電話[i-フォン]サービスを全く利用できない状態(その契約にかかわる電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合(2 欄に該当する場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が継続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間毎に日数を計算し、その日数に対応するその IP 電話[i-フォン]サービスについての基本料金。
2.移転又は接続変更にもなつて、IP 電話[i-フォン]サービスを利用できなくなった期間が生じたとき。(加入者の都合により、その IP 電話[i-フォン]サービスを利用しなかった場合であつて、その設備を保留したときを除きます。)	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその IP 電話[i-フォン]サービスについての基本料金。

3. 当社は、支払を要しないこととされた基本料金がすでに支払われているときは、その料金を返還します。

第 25 条（通信料金の支払義務）

加入者は、当社が測定した接続通信時間に基づいて算定した通信料金の支払いを要します。通信料金は当社のホームページ(<https://www.ztv.co.jp/>)にて 2 か月前までさかのぼり参照ができます。

2. 前項の場合において、加入者は、通信料金について当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、当社が別途定めるところによる接続通信時間より算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、加入者と協議し、その事情を参酌するものとします。
3. 当社が指定する IP 電話接続装置の PSTN プラグに西日本電信電話株式会社の回線を接続する場合、停電又は IP 電話[i-フォン]サービスの故障により IP 電話接続装置が自動的に通話を西日本電信電話株式会社へ切り替える場合があります。この場合の通話料金は当該事業者の定める料金が適用され、請求も行われますが通話料金等に関しては当社は一切責めを負わないものとします。

第 26 条（工事費の支払義務）

加入者は、契約の申込又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、当社が別途定める料金表に規定する工事費の支払を要します。ただし、工事の着手前にその契約の解約又はその工事の請求の取り消し（以下、この条において「解除等」といいます。）があった場合はこの限りではありません。この場合、すでにその工事費が支払われているときは、当社はその工事費を返還します。

2. 工事の着手後完了前に解除等があったときは、前項の規定にかかわらず、加入者はその工事に関して解除等があったときまでに着手していた工事の部分について、別に算定した費用を負担して頂きます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第 27 条（端数処理）

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第 8 章（保守）

第 28 条（加入者の維持責任）

当社は、電話機等又は IP 電話接続装置を、技術基準等に適合するよう加入者に維持していただきます。また、加入者は当社が特番（110 番、119 番など）サービスを提供する迄の間、必要に応じ西日本電信電話株式会社の回線など IP 電話[i-フォン]サービスを利用する為の環境を自己の責任をもって維持するものとします。

第 29 条（加入者の切分責任）

加入者は、電話機等又は IP 電話接続装置（当社とレンタル契約を締結している設備を除きます。以下、この条において同じとします。）が、加入者回線に接続されている場合であって、IP 電話[i-フォン]サービスを利用することができなくなったときは、その電話機等又は IP 電話接続装置に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をして頂きます。

2. 当社は前項の確認に際して、加入者から要請があったときは、当社において、当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を加入者にお知らせします。
3. 当社は、前項の試験により加入者回線に故障がないと判定した場合において、加入者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が電話機等又は IP 電話接続装置（故障の原因が加入者の責めに帰す場合に限り。）にあったときは、加入者にその派遣に要した費用を負担して頂きます。この場合において、負担を要する費用額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第 30 条（故障等）

IP 電話接続装置が正常な使用状態で故障、破損又は滅失等（以下、「故障等」といいます。）により正常に動作しなくなった場合、当社は、当該 IP 電話接続装置を正常な IP 電話接続装置と取り替えます。ただし、IP 電話接続装置の故障等が加入者の責めに帰すべき事由によるときは、当社が故障等の原因調査、又は取り替え等

の必要な措置に要した費用は、加入者が負担するものとします。

2. IP 電話接続装置の故障等に関する当社の責任は、前項に定める対応を実施すること以外一切責任を負わないものとします。
3. 火災、地震、落雷、風水害、その他天災地変、又は異常電圧などの外部的要因その他の不可抗力による IP 電話接続装置の故障、破損又は滅失等に関しては、当社は一切その責を負わないものとします。

第 9 章（損害賠償）

第 31 条（責任の制限）

加入者は、IP 電話[i-フォン]サービスがインターネット網上に構築された IP 電話サービスである事を理解し、現在のインターネット及びコンピュータに関する技術水準では IP 電話[i-フォン]サービスに瑕疵が無い事を証明できない場合があることについて予め承するものとします。

2. IP 電話接続装置にはインターネット網の障害、停電等で装置に電源が供給されなくなった場合又は 110、119 のダイヤル検出時に、通話の経路を西日本電信電話株式会社の回線に自動で切替える機能がありますが、ここでの接続が上手く行かない事があっても加入者はあらかじめ了解したものとみなします。また、西日本電信電話株式会社を利用しない加入者は、IP 電話接続装置の PSTN プラグへの回線接続及び同事業者との契約は必要ありません。
3. 当社は、IP 電話[i-フォン]サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その IP 電話[i-フォン]サービスが全く利用できない状態（その契約にかかわる電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く使用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下、この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、当該加入者の損害を賠償します。
4. 前項の場合において、当社は、IP 電話[i-フォン]サービスが全く使用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその IP 電話[i-フォン]サービスにかかわる料金表に規定する料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。
5. 前項の場合において日数に対応する料金額の算定にあたっては、第 27 条（端数処理）の規定に準じて取り扱います。

第 32 条（免責）

当社は、加入者が IP 電話[i-フォン]サービスの利用に関して損害を被った場合でも、第 31 条（責任の制限）の規定によるほか、何らの責任も負いません。

2. 当社は、IP 電話[i-フォン]サービスにかかわる設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、加入者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

第 10 章（個人情報保護）

第 33 条（個人情報保護に関して）

当社は、保有する加入者個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号、個人情報の保護に関する基本方針）、及び放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成 16 年 8 月 31 日総務省告示第 696 号）に基づくほか、当社が指針第 28 条に基づいて定める個人情報の保護に関する宣言（以下、「宣言」という。）及び本約款の規定に基づいて適正に取り扱います。

2. 個人情報とは、加入者個人を識別できるもので、氏名・住所・生年月日・性別・職業・電話番号・電子メールアドレス・FTP アカウント・口座番号及び名義・クレジットカード情報・工事に必要な住宅の図面・お客様に提供するサービス内容・視聴履歴等をいいます。
3. 当社の宣言には、当社が保有する加入者個人情報に関し、利用目的、加入者個人情報により識別される特定の個人が当社に対して行う各種求めに関する手続き、苦情処理の手続き、その他取扱いに関し必要な事項を定め、これを当社のホームページ（<https://www.ztv.co.jp/>）において公表します。
4. 当社は、保有する加入者個人情報を以下の目的のために利用し、目的の達成に必要な範囲において加入者個人情報を取扱うと共に正確かつ最新の内容に保つよう努めます。
 - (1) IP 電話[i-フォン]サービス契約の締結
 - (2) IP 電話[i-フォン]サービス料金の請求
 - (3) IP 電話[i-フォン]サービス（番組情報等のレコメンドやターゲティング広告の配信を含む）・キャンペーン・イベントに関する情報の提供
 - (4) IP 電話[i-フォン]サービスの向上を目的とした加入者調査
 - (5) 端末機の設置及びアフターサービス
 - (6) IP 電話[i-フォン]サービスの利用状況等に関する各種統計処理
 - (7) IP 電話[i-フォン]サービス及び当社が提供するその他のサービス（ケーブルテレビ、インターネット、ケーブルプラス電話など）を行う上でその業務上必要な場合
 - (8) 業務の一部を当社が別途指定する者（金融機関、配送業者、工事業者、集金代行者及び行政機関）に委託する場合
5. 当社は、加入者との加入契約が解除等された後においても、上記の利用目的の範囲内で 個人情報を利用することがあります。

第 34 条（ご家族への対応）

当社は、加入者以外からの契約情報および個人情報の問い合わせについて、以下の方針で対応をいたします。

- (1) 家族から当社に問い合わせがあった場合、次の基準および範囲にて対応いたします。

① 家族の範囲

「家族」とは、加入者の親族（二親等以内）をいうものとし同居の友人などは含みません。

② 家族（加入者の親族）であることの確認方法

家族（加入者の親族）か否かは、原則として申告の内容により判断いたします。

必要に応じて、加入者の氏名、生年月日、登録住所、加入者との関係などを確認させていただく場合があります。

③ 回答の範囲

加入者のプライバシーに係る情報および通信の秘密に係る事項以外の情報であって、かつ、社会通念上、伝えても差し支えない情報については当社の判断により家族へ直接回答いたします。

また、以下の手続きについて家族からの依頼があった場合、当社の判断により手続き用紙の送付または手続きの受付を実施いたします。

- (a) 利用中のサービスに関する各種手続き
 - (b) サービス追加の申込
 - (c) サービスの解約
- (2) 登録電話番号へ架電し、加入者以外の人物が対応された場合、加入者の家族であることを確認の上、加入者の個人情報を次の範囲で開示いたします。
- ① 加入者の氏名、登録住所(在宅の確認、呼び出しの依頼など)
 - ② 加入者が不在の場合、必要に応じて次の内容を申しそえる場合があります。
 - (a) 当社サービスなどの申込み・問い合わせがあった旨
 - (b) 当社と加入者との間にサービスに関する契約関係がある旨
 - (c) 加入者宅への訪問予定日、工事予定日
 - (d) その他要件の骨子
- (3) 支払いに用いる口座情報に関する事項は、すべての開示はせず金融機関名、支店名、口座番号、口座名義の中から一部のみの開示とします。
- (4) 加入者本人のパスワードおよび通信の秘密に関する事項は開示いたしません。

第 11 章 (雑則)

第 35 条 (承諾の限界)

当社は、加入者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由を請求した加入者に通知します。ただし、本約款において別段の定めがある場合には、その規定によります。

第 36 条 (利用に係る加入者の義務)

加入者は、次のことを守って頂きます。

- (1) 加入者が設置する IP 電話接続装置は、第 22 条(接続通信時間の測定等)にて加入者認証に使用するため、他人に無断で使用されないよう、自己責任を持って管理するものとします。
- (2) IP 電話[イフォン]サービスを利用して行われた通話は、全て加入者によって行われたものとみなします。この場合、第三者による不正使用等が行われた場合であっても、当社は責めを負わないものとします。
- (3) 加入者は、IP 電話接続装置を本来の用法に従い、善良な管理者の注意を持って維持、管理するものとします。
- (4) 加入者は、IP 電話[イフォン]サービスの利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。

- ① 公序良俗に反する行為
- ② 犯罪行為及びそれに結びつく行為
- ③ 第三者の権利、財産、プライバシーを侵害する行為
- ④ 他者に不利益を与える行為
- ⑤ 違法行為
- ⑥ 当社のサービスの運営を妨げる行為

2. 加入者は、IP 電話[i-フォン]サービスの利用及びその結果につき自ら一切の責任を負うものとし、万一 IP 電話[i-フォン]サービスの利用に関連し、他の加入者又は第三者に損害を与えたものとして、当社に対し当該加入者又は第三者から何らかの請求がなされ又は訴訟が提起された場合、当該加入者は自らの費用と責任において当該請求又は訴訟を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。

第 37 条（加入者回線の設置場所の提供等）

加入者回線等の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、当社が加入者回線等を設置するのに必要な場所は、その加入者から提供して頂きます。ただし、加入者から要請があったときは、当社は当社が別に定めるところにより、その加入者回線等の設置場所を提供することがあります。

2. 加入者は加入者回線等の終端のある構内又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置して頂きます。
3. 当社が契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、加入者から提供して頂きます。

第 38 条（反社会的勢力の排除）

契約者及び利用者は、次の各号のいずれかにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

- (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団等その他これらに準ずる者(以下、「暴力団員等」という。)であること。
 - (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 契約者及び利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを保証するものとします。
- (1) 暴力的な要求行為

- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 当社は、申込者及び契約者が前 2 項に規定する事項に反すると具体的に疑われるときは、申込者及び契約者に対し、当該事項に関する調査を行うこととし、申込者及び契約者はこれに応じるものとします。この場合において、当社は申込者及び契約者に対し必要に応じて資料の提出を求めることができるものとし、申込者及び契約者は、これに応じるものとします。
 4. 当社は、契約者及び申込者が第 1 項各号のいずれかに該当すること若しくは第 2 項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明した場合、第 1 項若しくは第 2 項の規定に関して虚偽の申告を行ったことが判明した場合、前項に規定する調査等に応じない若しくは調査等において虚偽の回答をした場合、その他本契約の申込みを承諾すること又は本契約を継続することが不適切であると当社が認める場合には、本契約の申込みを承諾しないこと又は本契約を解除することができるものとします。
 5. 申込者及び契約者は、前項の適用により、契約者に損害等が生じた場合であっても、当社に対し、当該損害等の賠償を請求しないものとします。

第 39 条（定めなき事項）

本約款に定めなき事項、あるいは疑義が生じた場合は、当社及び加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

第 40 条（管轄裁判所）

当社は、加入契約により生じる一切の紛争等については津地方裁判所又は津簡易裁判所を管轄裁判所とします。

附則

- (1) 当社は特に必要があるときには、本約款に特約を付することができるものとします。
- (2) この約款は、2020 年 10 月 1 日より施行します。

クレジットカード支払いに関する特約

1. 加入者は、加入契約料、各種工事費、初期費用、手続きに関する費用、利用料金等を、当社が指定するクレジットカードで支払う場合、「クレジットカード支払い規約」が適用されるものとします。

IP 電話[i-フォン]料金表

1. 初期導入費用

加入契約料	35,000 円(税込 38,500 円)
引込工事費	15,000 円(税込 16,500 円)
通信対応基本工事費	15,000 円(税込 16,500 円)
IP 電話[i-フォン]工事費	実費

- 当社別サービスに加入済みの場合は、加入契約料と引込工事費は不要となる場合があります。
- インターネットサービス加入者が本サービスを追加する場合、IP 電話[i-フォン]登録手数料が必要となります。
- サービス提供の開始以前に予約募集期間を設けるなど特別割引を行う場合、初期導入費用はこれによらないものとします。
- 宅内の配線の状況により追加工事が必要な場合、費用はお客様負担となります。

2. IP 電話[i-フォン]サービス月額基本利用料金

品目	月額基本利用料金
IP 電話[i-フォン]	800 円(税込 880 円)

- 上記コースは、伊勢放送局エリアでのサービス提供となります。
- 月額利用料金には、通話料金は含まれておりません。

3. 手続きに関する料金

一時停止	15,000 円(税込 16,500 円)
解約・解除	10,000 円(税込 11,000 円)
IP 電話[i-フォン]登録手数料	3,000 円(税込 3,300 円)

- インターネットサービス加入者が本サービスを追加する場合、IP 電話[i-フォン]登録手数料が必要となります。

※ IP 電話[i-フォン]料金表に表記されている全ての料金は消費税(10%)が含まれています。消費税率の引き上げに応じて金額は変更されます。